

沼津衛弁126号

昭和49年11月13日

清水町外原区

長木村 真棟  
斗争委員長 宮本重次様

沼津市長 井手 敏



回 答 書

現在のし尿処理場及びごみ焼却場については、建設以来地元の方々にいろいろご迷惑をおかけしてきたことは、私も率直に認め、行政自体の反省もふくめ、お詫びするところであります。

今回、更に三ノ洞にごみ焼却場を新設することについては、重ねてのことではあります。私の念願として、現施設の早期廃止と、一貫したごみ処理システムの実現をめざして計画したものであります。

既に数回の会合で申上げたように、旧来の施設及び清掃行政の欠陥をできるだけ改めるとともに、将来に対する責任を明確にする立場に立って、皆さんの要求事項に対し、次のとおり回答します。

お気持ちに十分に沿わない点もあるかもしれませんが、何卒ご理解下さるようお願いいたします。

# 1、現ニ洞ごみ焼却場

## 1-1 公害度の低減

① 「焼却条件良化のため大幅改修を早期に行うこと。」について

焼却場の改修整備については、当面、油圧駆動装置の全面取替、洗煙室の改造、マルチサイクロンの外部補修、誘引ダクトの補修等、約5,000万円を投じ大幅改修を行いますが、本年度は、このうち油圧駆動装置の一部と、誘引ダクト、マルチサイクロンの補修を年末に実施し、引続き来春には残余の補修工事を行います。また、その後においても公害低減に必要な補修は逐次実施します。

② 「焼却場とその運転管理を徹底すること。」について

焼却場の運転管理については、本年4月1日から、交代制を実施しているが、日常の運転管理において徹底を欠く面もあったので、この点十分反省するとともに、さらに創意工夫をいたしていきたい。

また、技術職員については、8月1日よりあえす1名増員したが、来春4月に更に3名程度の技術職員を配置し、運転管理面の徹底を期したい。

③ 「ごみの選別収集の徹底と、不燃物の収集回数を増やす措置を49年度から実施されたい。」について

ごみの分別収集については、一部地域につき試験的に実施中であり、この成果をみて逐次全市に広げていく方針です。

そのためには、人員の確保、機械器具類の整備、地元の協力等

## 2. 現し尿処理場について

### 2-1 公害の低減

「悪臭の徹底的追求とその対策の明示と、その早期実施を求め」  
について

施設については、毎月定期点検をし、始業時には主要設備についてチェックしてはいますが、今後なお十分調査をし対策を講じます。

また、日常の保守点検を強化して早め不良箇所発見に努め、直ちに修理を実施するとともに、日々の運転管理の良否が大きく影響を及ぼす点を考慮し、プラント職員の実験の向上を図る。なお、このことについては、公対協の中でも十分協議の上、万全を期します。

### 2-2 撤去期限

「昭和55年3月をもって現施設を撤去すること。」について

現在、市内から収集される日量207KLと、清水町分23KLの合計230KLを処理しております。

今後人口の増加とともに予想される要処理量の増加に対しては、  
① 公共下水道の整備、② 地域し尿処理施設の設置 ③ 家庭用し尿浄化槽の普及等を図りつつ、衛生プラントの適正管理により、し尿の100%適正処理を目標としております。

その計画としては、①、②、③による処理を差し引いても55年以降150KL～180KL位処理する必要があります。

一方、現施設は、老朽化により、その維持がきわめて困難となり、新施設の建設が必要となり、5年～7年以内に新規し尿処理施設を完成し、現施設は撤去いたします。

解決しなければならぬ問題が多々あるが、民間有識者による「ごみ処理研究会」(仮称)で収集処理計画の検討を進め、昭和50年、全市実施を目標に努力していく。

不燃物の収集回数は、分別収集にあわせて増やします。

1-2 「電気集じん機設置の再検討をされたい。ただし、できない場合は、その補償措置をすること。」について

現焼却場に電気集じん機を設置してほしいとの重ねてのご要望については、真剣に再検討いたしましたが、非常に難しい問題でありますので、是非ご了解願いたい。それに代る措置といしまして、可能な限りの補修と、日常の運転管理について努力します。前記当面の補修費5,000万円と技術手取金の増員により、連正を運転に万全を期します。

1-3 「公害防止協定の速やかな締結(し尿処理場を含む)最大値の法基準を上回る公害が出た場合、即時操業を停止すること。」について

公害防止につきましては、現施設の限界を克服すべく努力を進め、公害発生の場合には、運転中止条項を盛り込んだ公害防止協定を締結します。また、運転管理に当っては、法規準に基づいた規制値を常に下回るよう努めます。

1-4 「撤去年月日を明確にすること」について

新焼却場竣功予定は、昭和51年3月末日で、その後5〜6か月の試運転及びびなろし運転期間を経て、本格運転開始後(51年10月頃の見込)早急に撤去します。

算、処理技術の進歩等、また、(国の方針の変更も考慮し、昭和58年には新施設を完成します。その時点において、地域の意志を十分尊重し、公害防止協定の再検討をいたします。

### 3-3 有害ガス等の公害防除施設

「施設は最高のもとし、必要に応じ防除施設を増設すること。」について  
真要求に沿って行います。

### 4. 施設と対策の報告義務

「現在の両施設及び三ノ洞施設に対して」下記の事項を報告すること。

- (1) 次期し尿処理場とみ処理施設の建設計画について
- (2) 現両施設の公害対策と実施状況について
- (3) 町の次期計画について。

(1)、(2)については、将来設置予定の運営協議会で、その都度報告いたします。

### 5. 公害防止協定、公対協の運営、健康調査について

① (1) 「公害防止協定の成案に積極的に取り組むこと」について  
成案作成には積極的に取り組みます。

② (2) 「公対協の運営は誠意をもってあつること。」について  
公対協については、良識と誠意をもって運営に努めます。

### 3. 新三ノ洞ごみ焼却場について

#### 3-1 公害防止協定の締結

「環境基準は、三ノ洞焼却場の運転を止めた状態をとり、規制は、総合的に厳しいものとする。その詳細については、東京都北清掃工場  
のやり方を基本的にとり入れ、更に、短期毎に協定の更新を行う。  
環境の監視体制は充実された方法とり、解析されたデータ  
の判定は基本的に地元民が行う。」について

公害防止協定については、東京都北清掃工場の協定書を参考と  
することは異存ありません。なお、具体的な協定内容については運営  
協議会(仮称)を設置することになりますので、その中で行います。

#### 3-2 撤去期限

①「三ノ洞建設は緊急処置と理解している。従って、昭和58年  
以降三ノ洞と、他のごみ処理場の2ヶ所以上の併列存在は認め  
ない。② 国の定めるごみ焼却場の減価償却は5年間であり、  
その期間内に次期計画は完成されるべきであり、従って、  
昭和56年3月末で三ノ洞焼却場は撤去すること。ごみ処理に  
関して国の指導方針に変異があった場合、または著しい技術革新  
があった場合は、柔軟な態度で当り、撤去を早めること。」について

三ノ洞の新焼却場建設計画は、当市及び清水町のごみ処理ステ  
ムの一環として検討したもので、早に臨時的なものはありません。

耐用年数については、大蔵省令(減価償却資産の耐用年数  
等に関する省令)でまた、補助事業等により取得した財産に係る、  
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令で、  
そのうち95年と定められていますが、将来のごみ排出量、ごみ

の上作業に入ります。

9. 「(1) 要求に対する回答は、両当局並びに議会の變動にかかわらず有効であること。」について  
④ 有効であります。

「(2) 今までの話し合い事項及び要求骨子の細部折衝に不履行を生じた場合は、同意後も建設工事を中止することについて

細部折衝には、関係者相互の誠意をもって話し合い解決に努力します。

(3) 「健康調査は早急に実施し、今後も継続して行うこと」について  
健康調査は、積極的に清水町と協力していきます。

## 6 全体の補償について

### (1) 住居移転の補償

「環境公害と理由に住宅移転を希望する者があった場合、誠意をもち応ずること。(2) 外原区公共施設等のため、過去の迷惑及び協力費とに金額を要求します。ただし、南北道路、排水施設、防火施設、子供の遊び場等は、清水町の優先事業として行なうこと。(3) 健康調査の結果、汚染との関連があれば上積み補償すること。」について

(1)、(2)については誠意をもって当ります。

## 7. 両施設の跡地利用について

「し尿処理場、ごみ焼却場の撤去後、風致地色に戻し、自然公園化すること」について

② 二ノ洞、三ノ洞の跡地については、風致を生かしたプランのもとで、附近一帯の公園化をはかります。

## 8. 「工事に関する公害防止について

(1) 夜間工事の時間規制

(2) 騒音、振動等の規制

(3) 交通公害の規制」について

施設の建設及び撤去に伴う工事に関しては、作業時間帯、作業の方法、車両の通行等について事前に地元と協議